

英國の学校における日本教育

——英國の学校教育において日本はどう教えられているか——

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 065 (MAR.31,1993)

はじめに

第1章 英国の学校教育

第1節 学校教育制度概観

第2節 ナショナル・カリキュラムと教科書

第3節 学校生活

第2章 日本教育の実際

第1節 日本教育に関するアンケート結果

第2節 学校教科書による「日本」

第3節 学校現場での取組み事例等

おわりに

財団法人 自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに	1
第1章 英国の学校教育	2
第1節 学校教育制度概観	2
1 基本的学校教育構成	2
(1) 初等・中等教育まで	2
(2) 高等教育及び継続教育	3
2 学校教育における地方団体の役割	4
(1) 全体の役割分担	4
(2) 地方団体内部における役割分担	6
第2節 ナショナル・カリキュラムと教科書	9
1 ナショナル・カリキュラム	9
(1) 導入の背景及び内容	9
(2) 到達度の評価（試験制度）	9
(3) 地理のカリキュラム例	11
2 教科書又は教材	12
第3節 学校生活	13
1 毎日の学校風景	13
2 年間の学校生活	15
第2章 日本教育の実際	17
第1節 日本教育に関するアンケート結果	17
1 日本に関する授業の現状及び求められる教材	17
2 その他参考となる事柄	18
第2節 学校教科書に見る「日本」	19
1 ナショナル・カリキュラムの中の日本（歴史及び地理）	19
(1) 歴 史	20
(2) 地 理	20

2 具体的な教科書等の内容	21
(1) 歴史の教科書等	21
(2) その他の教材	29
 第3節 学校現場での取組み事例等	 30
1 初等学校の事例参観	30
(1) 「日本」が教室にやって来る(Japan in Your Classroom)	30
(2) タワー・ブリッジ小学校訪問	30
2 日本発見展の視察	33
3 中等学校の地理の授業例（インタビュー）	34
4 教師のためのワークショップ参加	37
 おわりに	 39
 参考文献	 42

はじめに

本稿は、一般の外国人の対日理解の程度を知る手掛かりを得ることを目的として、教科書の中の日本に関する記述に係る調査が、本年度の調査研究テーマのひとつに取り上げられたことから始まった。しかし、この調査は予想外に困難なものであった。まず着手早々、英国では日本のような検定教科書が存在せず、出版会社が各社の編集方針に従って、学校教育用としての図書を自由に発行していることが分かった。客観性を確保するために学校現場における採用の実態を知りたいと考えたが、これについて利用できる統計がないことも判明した。結局英國の学校全体における採用部数の把握は断念せざるを得ず、大手出版社の推薦に頼る他なかった。こうして収集した図書のどの部分をどう翻訳するかについても、無用の誤解を避けるために頭を痛めた。

さらに、英國の学校では日本ほどに、これらのいわば教科書的な図書に準拠して授業が行われてはいないことも大きな問題であった。そこで、もっと広く学校教育の中で日本はどう扱われているかについても、事例調査を含めて調べてみることにしたが、これまた公式統計の不足等から手掛かりを得るのに思わず時間を要し、調査期限の関係もあって、ついに十分な事例数に当たることができなかつた。

これとは別の要因も我々を待ち受けていた。1988年教育改革法以来、英國の教育制度は今まさに大規模かつ急速な変革の渦中にあって、地方団体、学校、教師ともども混乱を極め、教育問題の素人である我々の理解を一層困難なものにした。原稿を執筆する傍から書直しを必要とする何度も何度も度があった。

上記の事情から推察できるように、本稿は客観性や普遍性に若干乏しい面は否定できない。その代わり、できる限り学校現場の実態が浮き彫りになるように努めたつもりである。従来の多くのクレア・レポートとは少し趣を異にするかもしれないが、職員の足と汗で稼いだ点に免じてご容赦いただきたいと願う次第である。

なお、日本に関する教育の実態を述べる前提として、第1章で英國の学校教育制度に簡単に触れてあるが、これらの記述の中にはたちまち古くなる部分もあるはずであり、現に参考した既刊クレア・レポート35号「英國における教育」の発行（1991年）以後変更された制度例も多々あった。ここ当分英國の教育制度改革からは目が離せないところであり、いつかの時点で最新の解説を試みる機会もあろうと期待している。

本稿は、ロンドン事務所所長補佐の藤井が英国人スタッフの協力を得てまとめたものである。調査に際しては、ロンドンにあるジャパン・フェスティバル教育基金（第2章第1節を参照されたい）から大変貴重な助言及び資料を頂戴した。また、学校教育制度に係る部分等については、文部省から在連合王国日本国大使館に出向勤務中の大森不二雄書記官に目を通していただいた。この場を借りてご紹介するとともに、厚くお礼申し上げる次第である。

第1章　英国の学校教育

第1節　学校教育制度概観

英国においては、他の行政領域と同様に学校教育にあっても、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドで制度が若干異なる。以下本稿にあっては、特に断らない限り、主にイングランドの公的学校教育について検討することとしたい。しかもイングランド内においてさえ、歴史的沿革によって区々としているのが実情であるが、最も基本的なパターンを取り上げることとする。

1 基本的学校教育構成

(1) 初等・中等教育まで

- 初等・中等教育は5歳から始まり、18歳までの13年間である（学年開始時における年齢による。したがって、学年中途にあっては当然、初等学校1年生には5歳及び6歳の児童が在籍する。以下同様）。このうち義務教育は、初等学校の6年間（5～11歳）及び中等学校の5年間（11～16歳）の計11年間であり、義務教育終了時点では多くの生徒は16歳ということになる。義務教育終了後の後期中等教育段階2年間は「第6学年(sixth form)」と呼ばれ、高等教育機関への進学希望者のために志望に応じた教育が提供される。
- 義務教育就学前の幼児（3～4歳）を対象としては、保育学校(nursery school)がある。初等学校に保育学級(nursery class)として併設されている例も多く、また、レセプション・クラスと称して、4歳児を受け入れている初等学校もある。
- 初等教育6年間は幼児段階（5～7歳の2年間）と児童段階（7～11歳の4年間）に分けることができる。多くは6年制一貫教育の小学校(primary school)であるが、幼稚学校(infant school)と下級学校(junior school)に分離している例もある。
- 義務教育5年間を含む中等教育の7年間は、英国特有の伝統や社会制度、さらには過去の政治状況をも反映して、複線的で複雑なものとなっている。
最も一般的な中等学校(secondary school)の形態は総合制中等学校(comprehensive school)で、地域の初等学校卒業者を無選抜で受け入れ、総合的に多様な教育を施す

ものであり、現在では公営の中等学校在校生の約9割が在籍している。

この他には、グラマースクール(grammar school)とセカンダリー・モダンスクール(secondary modern school)がある。前者は、元来はかつてのイレブン・プラス試験(注1)で上位の成績を得た生徒を選別して受け入れ、進学に有用なアカデミックな内容の教育を提供した公営のエリート校であり、後者は、基本的に就職を前提とする生徒に実用的な知識を与えるために設立されたものであったが、一部の地域ではいまだに存在する。

多くの総合制中等学校やグラマースクールにあっては、高等教育機関への進学希望者のために前述の第6学年(シックス・フォーム)を設けており、大学進学に必要な教科に係る専門的な勉学等を続けることができる。また、独立の学校として分離しているものもあり、これはシックス・フォーム・カレッジと呼ばれている。

- なお、地域によっては、初等・中等教育をファーストスクール、ミドルスクール及びアップースクール(この呼び方自体も地域によって異なる)の3つに分けている例も見られる。

(注1) イレブン・プラス試験(eleven plus examination)

かつて11歳の生徒に対してどの中等学校に入学させるのが適当かを決定する選別試験として地方教育部局(後述)により実施されていたもので、大学に進学するための学校とその他の学校とに進路を分けるために利用された。

(2) 高等教育及び継続教育

中等教育後の教育は、高等教育機関及び継続教育機関において提供される。

- 高等教育(higher education)とは、主として大学(university)及び高等教育カレッジ(higher education college)において提供される教育のことを指す。
大学(注2)は、「学問の自由」を享受する学術研究機関として専門教育を行う。各大学が学位授与権を有し、学士課程の修業年限は、学部・学科によって異なるが、多くの場合3年である。高等教育カレッジは、一般に実務的な教育に重点が置かれ、教員養成を含む各種の職業・技術資格の取得を本来の目的としたものであるが、博士課程等の多様な教育内容をも一部提供している。
- 継続教育(further education)とは、義務教育後の教育すべてを指し(後期中等教育であるシックス・フォームを除く)、場合によっては成人教育(adult education)をも含み得る。ただし、通常高等教育を除いて用いられることが多く、主として継続教育カレッジ(further education college)と総称される各種のカレッジで提供され

る定時制（全日制もある）の職業的・専門的教育（高等教育課程を提供している継続教育カレッジもある）のことを意味する。

(注2) 大学とは、ごく最近まで国王による設立勅許状(royal charter) 又は法律によって設立された独立の法人（私立）のみを指し、英國全体で47大学とされていた。ところが、1992年の継続教育及び高等教育法(Further and Higher Education Act 1992)によってポリテクニック(polytechnic)(注3)も大学とされ、独自の学位授与権を与えられた。現在大学総数は約90を数える。

(注3) ポリテクニック(polytechnic)

多様な人材育成という社会的要請に応えるため、1960～70年代にかけて主として地方団体によって設立された。従来からの大学と比較して、より専門技術的・実務的な傾向の強い講座が特色とされる。

2 学校教育における地方団体の役割

(1) 全体の役割分担

- 国は、教育全般を所管し、教育に係る政策を策定し、財源を配分し、地方団体その他の教育機関、教会等に影響力を行使するとともに、教師の養成に責任を有する。
財源の配分についていと、高等教育については各財源委員会(funding council)を通じて大学等に資金助成し、義務教育については日本の地方交付税に類似した地方交付金(revenue support grant)によって地方団体に対し一定の財源を交付する。ただし、一部の初等・中等学校に対しては直接国が財源を配分している（注4）。
なお、それぞれの地域に対応する国の教育行政機関は、イングランドにあっては教育科学省、ウェールズとスコットランドにあってはウェールズ省、スコットランド省であるが、大学についてだけは北アイルランドを除き、すべて教育科学省が管轄する。北アイルランドにあっては、大学を含め、すべて北アイルランド省が管轄する。
- 地方団体は、法律に基づき、地方教育部局 (LEA/Local Education Authority) (注5) として、5歳から16歳の子供に対して無償の義務教育を提供しなければならない。地方団体は、公設かつ公営の公立学校(county school) 並びに元来は主に宗教団体によって創立された学校だが地方団体からの公費が充てられている寄付制学校(voluntary school) (注6) (以下、両者を合わせて「公営学校 (LEA-maintained school)」という) を維持することによって、この責任を果たしている。現在、義務教育年齢児童生徒の約93%が公営学校に通っている。したがって、初等・中等教育の大部分は地方団体によって提供されていると考えて差し支えない。

また、地方団体は、学齢以前の子供に対する幼稚教育についても、任意に保育学校又は保育学級を設置して無償で受け入れている。

大学を除く義務教育後の教育についても地方団体は重要な役割を果たしてきたところであったが、1988年来の改革に伴い、その役割は制限されつつある。すなわち、前述したように多くのポリテクニックは従来地方団体の管理するところであったが、地方団体の管理から独立した上で大学と同等の資格を与えられた。同時に、多くの高等教育カレッジが既に独立の法人として地方団体の手から離れ、継続教育カレッジにあっても、1993年4月からはほとんどが独立法人化し、国から財源を受けて運営される予定である。将来的に地方団体の責任として残るのは、一般的な成人教育程度となりかねない。

- 私的部門（独立法人）は、幼稚段階から高等教育段階に至るまで、それぞれ有償で（ただし、英国人大学生等は地方団体の奨学金によって実質無償となっている）各校独自の方針に基づいて教育を提供している。特に高等教育段階においては、今まで見えてきたように基本的に独立法人形態である。また、義務教育段階においても、私立学校の社会的位置づけは高い。

(注4) 国庫補助学校(grant-maintained non-fee-paying school)

1988年教育改革法(Education Reform Act 1988)に基づき創設された制度であり、児童生徒の親の投票及び教育大臣の承認によって公営学校が地方団体の管轄から完全に離脱すること(opt-out)を認めるもので、これによって当該学校は国から直接財源を受けることが可能となり、より大きな自律性を享受することができる。1993年1月現在で既に300校以上存在する。

(注5) 地方教育部局(LEA/Local Education Authority)

従来「LEA」を「地方教育部局」又は「地方教育当局」と訳すことが多いが、内ロンドン教育庁(Inner London Education Authority)が1990年に廃止された現在、北アイルランドを除けば、これは地方団体の内部部局と同視して差し支えないため、本稿では原則として単に「地方団体」と表現することにする。

1986年に大ロンドン県及び大都市圏の県が廃止されて以来、イングランドにおける地方構造は、ロンドンにあっては東京都の特別区に相当するロンドン区(London borough council)及び大都市圏にあっては大都市圏ディストリクト(metropolitan district council)の一層制、それ以外の地方圏にあっては日本の県に相当するカウンティ(county council)と市町村に相当するディストリクト(district council)の二層制が採用されている。ここでいう教育を管轄する地方団体とは、ロンドン区、大都市圏ディストリクト及びカウンティである。

(注6) 寄付制学校(voluntary school)

主として、地方団体が全額公費により管理運営する公営寄付制学校(voluntary-controlled school)と準公営寄付制学校(voluntary-aided school)の2種類の学校があり、公営学校全体の約3分の1を占める。多くは英國国教会又はローマ・カソリック教会によって創立されたものである。準公営寄付制学校の場合、土地、建物等の財産は教会等の団体が所有を留保し、大規模な維持修繕は当該団体の経費で賄われる（ただし、地方団体が85%を助成する）。教職員の雇用主も創立に係る教会等の団体である。しかし、給与を含めた経常経費については、大部分地方団体からの公費が充てられる。

(2) 地方団体内部における役割分担

- 地方団体の内部組織上教育担当部局としての役割を担い、その権限を行使するのは、通常当該地方議会の文教委員会及び事務局としての教育部である。かつてはこれらの組織が教育に関して大きな権限を有していたが、近年の改革によってその権限は縮小され、公営学校の管理運営は各学校に委ねることとされた。
- 地方団体（教育担当部局）は、当該団体区域内の教育全般を所掌し、その政策を決定し、指針を示す。教育予算全体を策定し、経常支出について各学校への予算配分を行うとともに、準公営寄付制学校に係るもの除き、学校の新設及び改築、その他学校施設の提供、維持修繕等の資本支出については自ら執行する。学校清掃、給食等の集中サービスを実施するとともに、各学校に必要な設備や備品・用具を提供する。

スクールバス等通学を容易にする方策を講じることも地方団体の責任である。また、必要な場合、奨学金を交付する。

さらに地方団体は、教職員を採用し、給与決定等雇用者としての役割を果たし（準公営寄付制学校を除く）、研修を実施する。また、後述の学校理事に対し、その職務執行を助けるために必要な研修その他の助成を行う。

各学校に対する助言・指導並びに国及び地域に対する各種の情報提供を行う。

地方団体は、管轄下の公営学校（準公営寄付制学校を除く）の入学基準を定めるが、実際に個々の入学を許可するのは各学校である。各学校は、学区の如何にかかわらず、物理的収容能力の限界までは申し出のあった者について入学を認めなければならない。

- 各学校は、各校教職員の個別の任用、予算の決定・執行を行い、学校を運営する。従来は各学校への予算は、地方団体によって用途内訳に至るまで定められ支給されていたが、現在は児童生徒数等による一定の方式に従って一括配分され、用途配分は各学校に一任されている。また、後述するナショナル・カリキュラムの実施、すなわち

授業内容についても各学校の責任において決定される。なお、制服採用の可否も各学校において決定される。

各学校には学校理事会(governing body)が設置されている。実際は校長等学校管理職作成の原案がその方向を決めることが多いと思われるが、法的には各校理事会が当該学校の管理運営の権限と責任を有し、学校の基本方針を定めることとされている。

理事会は、児童生徒の親代表（親の選挙による）、教師代表（教師の互選による）、校長、地方団体関係者（地方団体の任命による）及び有識者ないし地域社会代表（学校理事会の選任による）からなる学校理事(school governor)により構成される（教会関係者が加わる場合もある）。学校理事の任期は4年であり、その数は学校規模によって異なる。

<参考> 英国の学校教育に係る基礎数値

(1990学校年度)

区分	学校数	児童生徒・学生数	備考
保育学校（公営）	1,364	105千人	
初等学校（公営）	24,135	4,955千人	
中等学校（公営）	4,790	3,473千人	
特殊学校（公営）	1,830	114千人	
私立（独立）学校	2,508	613千人	初等・中等区分は不明
大学	(注1) 86	(注2) 全日制 667千人 定時制 410千人	
その他の高等教育機関	666		
継続教育カレッジ		全日制 472千人 定時制 3,134千人	

(出典：「Educational Statistics for the U.K. (1992)」ほか)

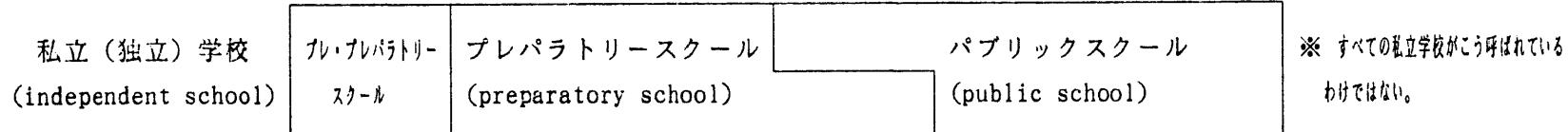
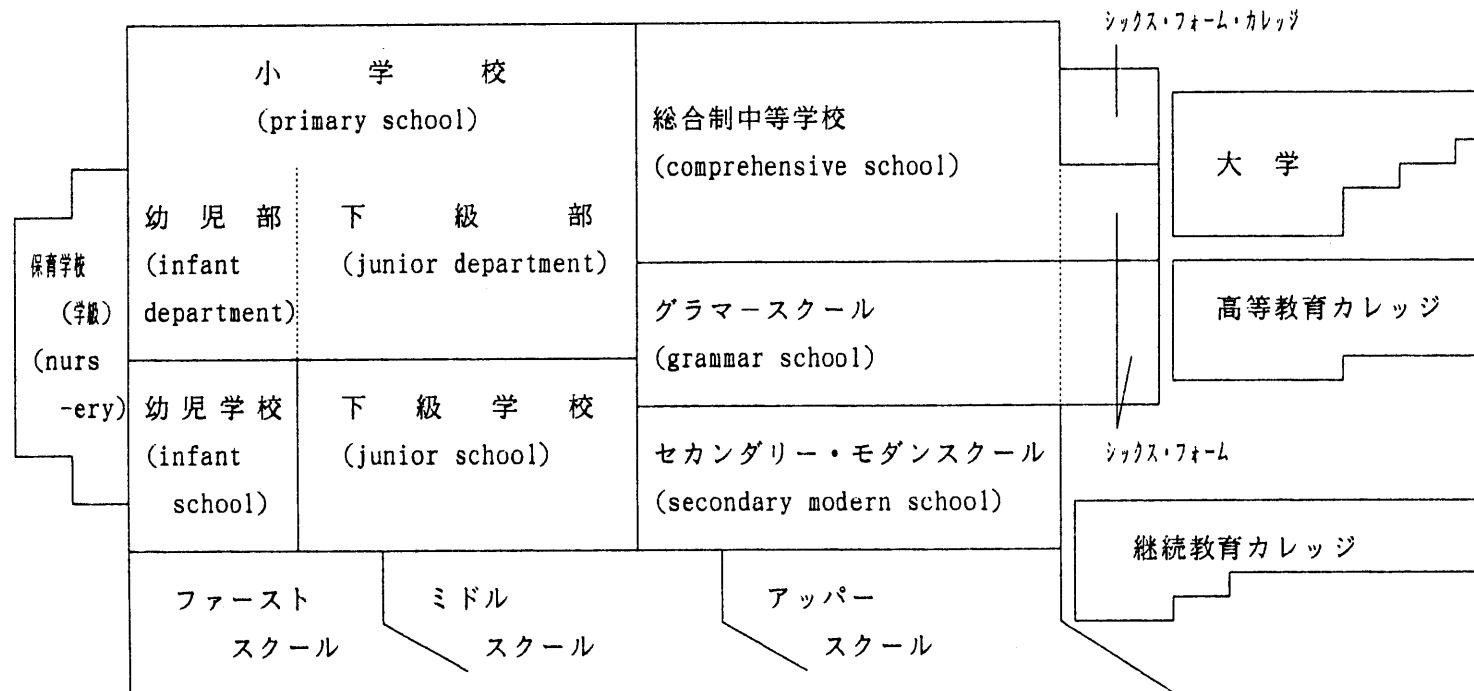
(注1) かつてのポリテクニックを含む。すなわち、これは1990学校年度ではなく、最新の数字を別途拾ったものである。

(注2) 以前からの大学に在学する全日制の学生だけでみれば、330千人である。

なお、義務教育終了後も何らかの形で全日制の教育を続けるのは約4割であり、このうち高等教育を受けるのは、同年齢の若者の4分の1弱に相当する。

<参考> イングランドの標準的な学校教育系統図

学年:	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
分類:	初 等 教 育						中 等 教 育						高 等 教 育 等								
年齢:	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23



第2節 ナショナル・カリキュラムと教科書

1 ナショナル・カリキュラム

(1) 導入の背景及び内容

- 英国においては、最近まで日本の学習指導要領のようなものは存在せず、カリキュラムはすべて各学校がその責任において定めていた。しかも実態として、学校ごとに教科が異なり、さらにはその教育内容も教師によってまちまちという状況にあった。これは、教育とは一人一人の子供の個性と能力に応じた人間的成长を助けるものであり、そのためには個々の子供を一番よく知る現場の学校と教師の工夫に任せるべきだという新しい教育観及び自律的教師像に基づいていた。
しかしながら、これでは全体的教育水準の向上という面において問題が少なくなく、基礎的知識を厳格に教える前世紀来の伝統的な教育に帰る必要のあることが意識され始めた。
- そこで、1988年の教育改革法により、教育課程の全国共通基準として「ナショナル・カリキュラム (National Curriculum)」が導入された。
これにより、5～16歳の義務教育に関し、中核教科として数学、英語（国語）、科学の3教科、基礎教科として歴史、地理、技術（テクノロジー）、美術、音楽、体育の6教科、そして中等教育からは現代外国語の履修が義務づけられ、かつ教科ごとの到達目標(attainment targets)及び学習プログラム(programmes of study)が示されることになった。
逐次教科ごとに、到達目標と各レベル（レベル1から10まで）及びその学習プログラムが設定されており、児童生徒は、それぞれ7歳、11歳、14歳及び16歳までの4段階において学習するよう示されたレベルの範囲内で、各自の学力ないし進度に応じた教育を受ける仕組みになっている。すなわち、必ずしも一斉授業方式である必要はないため、教師による個別指導が可能である。
- ナショナル・カリキュラムは、公営学校において遵守されるべき法的拘束力を持つ基準として定められているが、GCSE試験（後述）等への影響を通じて私立学校にあっても尊重されるはずである。ただし、これはあくまでも最低限の基準であり、各学校は、大学進学等を視野に入れた上で、独自の判断に基づき、よりアカデミックな他の教科（例えば、ラテン語）を選択又は必修として教えることもできる。

(2) 到達度の評価（試験制度）

- 上記各4段階終了時点における児童生徒の到達度を客観的に評価するため全国標準の学力試験を実施する予定であるが、現在のところ、7歳児段階に対して実施されたのみである（注7）。各段階における試験の教科及び内容については、まだすべては確定していないし、変更の可能性もある。したがって、履修を義務づけられた教科及び目標のすべてについて受験する必要があるかどうかは未定である。

評価のための組織として学校試験及び成績評価審議会(School Examinations and Assessment Council)という政府機関が設けられており、ナショナル・カリキュラム審議会(National Curriculum Council)との連携のもと、ここで試験問題を作成し、採点を確認することになっている（注8）。

なお、試験結果は教育科学省を通じて学校ごとの成績が比較できる形で公表され、親が子供の学校を選択する際の判断に資することが期待されている（注9）。また、各児童生徒の結果については、親に通知される。

- 第4段階終了時点（義務教育終了時点）における試験は、従来の中等教育修了一般資格(GCSE／General Certificate of Secondary Education)試験として位置づけられる。就職に際しても成績証明となるわけであるが、大学進学希望者にとってはより重要である。すなわち、英国の大学は日本のような各大学独自の入学試験は実施せず、統一試験の結果と直接で合否が決定されるのが普通である。したがって、大学進学を希望する生徒は、GCSE試験並びに通常2年間さらに勉強を続けて後期中等教育終了時点で受験する大学入学資格としての普通教育修了資格(GCE／General Certificate of Education)の上級(A／Advanced)又は準上級(AS／Advanced Supplementary)レベル試験において、志望する大学の学部・学科が指定する所定の教科に一定以上の成績を収めることが必要だからである。

(注7) 1991年の夏に第1回試験として数学、英語及び科学の3教科がテストされ、1992年夏の第2回試験では、これに技術を加えた4教科がテストされた。

なお、14歳段階に対する試験は、既に試行を経て1993年夏に第1回が実施される予定であるが、数学、英語、科学及び技術の4教科でテストされる。翌1994年夏の第2回試験では、これに歴史、地理及び現代外国語の3教科が加わる予定である。

(注8) 現在上程中の新しい教育法案が可決されると、この両審議会は統合され、学校教育課程及び成績評価審議会(School Curriculum and Assessment Council)が設置される予定である。

(注9) 1992年11月に教育科学省からGCSE試験における成績が学校比較できる形で初めて公表された。これは当然ナショナル・カリキュラム導入以前の教育内容に対して実施された試験の成績に関するものであるが、多くの反響を呼んだ。

(3) 地理のカリキュラム例

- 以上について理解を容易にするため、一例として地理のカリキュラムを取り上げてみると次のとおりである。

(ア) 到達目標の分類

- ① 地理的技法 (geographical skills)
- ② 場所に関する知識及び理解 (knowledge and understanding of places)
- ③ 自然地理学 (physical geography)
- ④ 人文地理学 (human geography)
- ⑤ 環境地理学 (environmental geography)

(イ) 教育段階区分とこれに対応する学年及びレベル

教育段階区分	通算の学年	レベル
第1段階(Key Stage 1)	1～2年生	1～3
第2段階(Key Stage 2)	3～6年生	2～5
第3段階(Key Stage 3)	7～9年生	3～7
第4段階(Key Stage 4)	10～11年生	4～10

(注1) 第1段階には5歳の誕生日以後レセプション・クラスに在籍する児童を含む。

(注2) 例えば第1段階に対しては、(ア) ①～⑤の各1～3のレベルを範囲とするよう示されていることになる。

(注3) 各段階終了時において必ずしもすべての児童生徒が対応するレベルの上限にまで到達している必要はない。したがって、義務教育終了段階で全員がレベル10にまで到達するよう求められているわけではない。

(ウ) カリキュラムの適用及び全国標準学力試験

適用年 段階	1991	1992	1993	1994	1995	1996
第1段階	1年生	1&2年生	第1回 全国テスト	第2回 全国テスト	第3回 全国テスト	第4回 全国テスト
第2段階	3年生	3&4年生	3～5年生	3～6年生	第1回 全国テスト	第2回 全国テスト
第3段階	7年生	7&8年生	7～9年生	第1回 全国テスト	第2回 全国テスト	第3回 全国テスト
第4段階				10年生	10&11 年生	第1回 全国テスト

(注1) ナショナル・カリキュラムは、各暦年の8月1日から適用される。したがって、1994年の新学年からは、公営初等学校の全学年の児童生徒がナショナル・カリキュラムに従って地理を学習することになる。

- (注2) 全国標準学力試験は、毎年夏学期（第3学期；4～7月）に実施される。
- (注3) 第3段階の生徒については、第1及び第2段階すなわち初等学校においてナショナル・カリキュラムに従った教育を十分受けないままに新しいカリキュラムを適用されることとなるため、レベルの判定及び教授方法等について特別の配慮を要することとされている。
- (注4) 歴史の全課程を履修して歴史でG C S E試験を受験しようとする生徒の場合、地理の第4段階を省略することもあり得る。もちろん逆も同様である。

2 教科書又は教材

- 英国においては、法制度上は教科書という概念がない。当然のことながら国定教科書や検定教科書は存在しない。のみならず、もし教科書を「学校教育に専ら使用されることを目的に企画され、授業における主要教材として利用し易いように網羅的・自己完結的に編纂された教科用図書」（日本的発想でいうところの教科書）と定義するとして、授業はこれらの教科書に準拠して行うという考え方も、日本のように一般的ではない。もちろん英国でも教科用図書は多数出版されているが、これらは自由発行制のもと、各出版会社独自の方針で編纂されている。実際上も、それらを使用するか否かは学校現場の判断に委ねられており、必要に応じて適当と思われる図書教材が適宜選択されている。したがって、教科書と補助的な図書教材との区別があまり明確でない。初等学校の教科によっては、市販の図書教材を全く使用しないことすら多い。
なお、併せて付け加えると、英国の教科書等は一般に使用学年を特定していない。したがって、例えば数学等の場合、できる児童生徒は他の児童生徒を待つことなく、シリーズで発行されている教科書の次巻へと学習を進めていくことができる。
- 出版会社が教科書の出版を企画する場合、校長ないし教師の要望や意見を反映させる必要があるわけであるが、全国共通の教育課程が存在しなかった時代にあっては、かつてのイレブン・プラス試験、あるいは教育修了試験の問題傾向等をにらみつつ、見本展示会、学校訪問等を通じて教師の意向に配慮した教科書作りを行ってきた。
今後は当然ナショナル・カリキュラムに沿った内容でなければならない。しかし、現在はカリキュラムが導入された直後であり、しかも全国標準学力試験がすべては実施されていないため、何を児童生徒に教えるべきかについて学校及び教師の間にいまだ大きな混乱があり、提供する側も購入する側も試行錯誤の段階であると推測される。
- 教科書その他の教材は学校が提供する。教科書の例でいえば、日本の教科書よりは大判で数年間の使用に耐える丈夫な装丁のもの（したがって、若干高価である）を学校の所有物として備え付けておき、必要な期間だけ児童生徒に無償で貸与する。各人に無償で配布するとか有償で購入させるわけではない。

第3節 学校生活

ここでは、義務教育段階の児童生徒がどのような学校生活を送っているかについて、具体的かつ簡単に描写してみることとしたい。ただし、記述は、主に実際にロンドンの地元公営小学校へ通う事務所職員2名の子供たちの経験を基にして構成されているため、普遍性の乏しいことをあらかじめお断りしておかなければならない。

1 毎日の学校風景

- 朝9時前、小学校の各教室前の廊下に子供たちが母親に連れられて集まって来る。低学年の子供の親は登下校の送り迎えをする。制服が決まっている学校が多いが、着用についてそれほど厳格ではなく、指輪やネックレスをしている高学年の女の子も見受けられる。1クラス20数名、小学校全体でも200～300名の生徒数である。共学のため、当然男女は半々である。教室の中は、教師に向かって同一方向に机が何列にも並ぶのではなく、教室いっぱいを使って様々な方向に向けて生徒は座っている。

9時に授業が始まる。午前は9時、10時及び11時半からの各1時間が授業時間で11時から30分は休憩時間、午後は1時半から1時間の授業の後30分休憩し3時から30分教師が本を読んだり話をするのが通例であるが、これらはしばしば変更される。変更されないのは12時半から1時間の給食時間と3時半の下校時間である。

小学校では特に固定的に定められた週の時間割りはないが、体育と音楽については、体育館と音楽室の全校的な利用調整のためにクラスごとの時間が決められている。

今日の1時間目は数学である。数学の場合、一応教科書があって皆に配られ、各自の進度に応じて問題を解いていく。教師は、教室内を回りながら個人的に指導する。英語（国語）は時間的に大きな重点が置かれているが、時間の大半は読書である。音楽室の授業を覗いてみよう。音楽の教科書というのには特にない。生徒が各自のハーモニカや笛を買ってはいないようであるし、学校備え付けの楽器の数も不足気味である。そこで、教師のピアノに合わせて、楽器を手にすることのできた生徒は適当にリズムをとって鳴らし、他の生徒は楽しそうに踊っている。合唱の時は一斉に声を合わせてなかなか上手である。少し高学年のクラスでは「ビクトリア時代の交通手段」といったテーマを設定し、生徒の調査研究発表を中心に授業を行っている。実はナショナル・カリキュラムは教育方法までは規定していないため、初等教育にあっては、生徒の興味の観点から、教師の話が中心の無味乾燥な教科別学習ではなく、テーマ学習やトピック学習と称して複数の教科を総合的に教える手法が盛んである。「することを通じて学ぶ」という理念が広く承認されてもいる。

ところで、初等教育では、中等教育と異なり、各教師が必修の9教科すべてを教えなければならないので、なかなか大変であるが、通常教師は特定学年に特化し持ち上がりないため、その学年の生徒を教えることにしてはまさに専門家といえる。また、各教師は特定の教科について責任者に指名されており、ときどきは他のクラスにその教科の教え方について助言・指導を行うことになっている。

12時半。給食は給食室で低学年と高学年に分かれて食べる。先に低学年の生徒が食べている間、高学年の生徒は校庭で騒がしく遊び、笛の合図で交替する。好きな物を盛り付けてもらって食べればいいので、何人かの子は肉を避けるようだ。食べ残しはバケツに捨てて差し支えない。中には宗教的制約その他の理由で家からランチ・ボックスを持参している子、あるいは帰宅して食べる子もいる。

3時半になると、皆下校していくが、校庭に残ってサッカーで遊ぶ子もいる。生徒が掃除をする事はない。そういうえば、生徒会はなく、美化委員や図書委員といった制度もない。小学校では通常クラブ活動もない。予習・復習の必要はなく、したがって宿題も特にないが、絵本か童話を毎日借りて帰って読み、読書ノートをつけることになっている。

- 中学校については、1週間の時間割り例として、イースト・サセックス県(East Sussex County)にある某総合制中等学校の8年生J君及び11年生S君のものを参考に挙げるに止める。

なお、中等教育も第4段階になると進度別にクラス分けされるのが普通であり、また、生徒がG C S E試験を意識して教科を選択する必要もあって、時間割りは生徒によって異なる結果となる。

J君（8年生／中学2年生の時間割り）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1限目	英語	地理	独語	独語	技術
2限目	科学	仏語	英語	体育	技術
3限目	歴史	英語	仏語	社会生活教育	科学
4限目	数学	美術	地理／歴史	宗教／音楽	体育
5限目	音楽	宗教	科学	数学	数学

(注1) 1限目は9時10分～10時10分、2限目は10時15分～11時15分、休憩(11:15～11:35)を挟んで、3限目は11時35分～12時35分、昼食時間(12:35～13:35)の後、4限目は13時40分～14時40分、5限目は14時45分～15時45分である。

(注2) 「地理／歴史」「宗教／音楽」とあるのは、隔週で交替に授業のあることを示している。

S君（11年生／中学5年生の時間割り）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
1限目	英語	コンピュータ※	数学	数学	コンピュータ※
2限目	独語※	数学	英語	英語	歴史※
3限目	ラテン語※	英語	ラテン語※	科学	ラテン語※
4限目	数学	歴史※	コンピュータ※	歴史※	科学
5限目	科学	体育	独語※	独語※	数学

(注1) ※の印を付したのが選択教科である。

2 年間の学校生活

- 小学校も中学校も同様であるが、1年は9月からの秋学期、1月からの春学期及びイースター（復活祭）明けの3月末又は4月からの夏学期の3学期制で、新学年は9月に始まる。入学式はない。一般に義務教育の就学時期が5歳の誕生日直後の学期からであるため、小学校の入学時期が一律でないことが原因かもしれない。何故か卒業式もない。始業式と終業式はあるが、成績票は後日家庭に郵送される仕組みである。なお、歌う機会がないせいであろうか、校歌は普通制定されていないようである。

夏休みは7月下旬から6週間程度、冬休みは12月下旬から2週間程度、春休みはイースター前後の2週間程度あり、この他に各学期の中途中に1週間のハーフ・ターム休みがある。また、学期の冒頭又は最後等に教師の研修日が設定されることが多く、当日は授業がないため、生徒も登校する必要はない。

- 年間の行事としては、校外での観賞・見学、日帰りの遠足、泊まりがけのキャンプやスキー、あるいは研修旅行もあるが、修学旅行と位置づけられた旅行はないようである。運動会や球技大会はあるし、作品展、音楽会もある。主にクリスマス時期に演劇会が催され、生徒の仮装した姿はなかなかの見物である。この他に校外から人形劇団等を招いて上演することも多い。土曜の夜に開かれるディスコ・パーティは、親も子も参加して楽しそうに踊る姿が微笑ましい。この他、やはりクリスマス時に、合唱隊のような形で地区の教会活動に参加したり、クリスマス・キャロル・コンサートと称して老人ホーム等を訪問したり、逆に地区の人々やホームの老人を学校に招いたりもする。都会ではあまり見られないが、地方の小学校では秋の収穫祭があって、収穫された麦や野菜を生徒が家庭から持参し、校舎のホールその他に飾り付けるのも楽しい行事である。

父兄懇談会が開かれる際は、勤めを終えた父親が多数出席する。PTAがある。また、父兄の学校への協力の一環としては、週末のバザーが挙げられる。学校を会場として再々開かれるが、多くの家庭から古本、古着、使わなくなったおもちゃ、あるいは作りたてのお菓子等々が持ち寄られ、売上げは学校の運営費用に充てられる。



ロンドン事務所職員 F
の子供の通う小学校